

# 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可（更新）申請書記入要領

## 1. 全般

- (1) 書類の記入 楷書で明瞭に記入のこと。（パソコンの文書作成ソフトによる作成も可）  
訂正がある場合は、訂正部分に二重線を引き訂正印を押印すること。  
〔修正液や砂消しゴム等を使用しないこと〕
- (2) 別紙の添付 欄に記入できないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- (3) 公的証明書 申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。  
※ 申請書と添付書類は、A4サイズのファイル(桃色)に綴じて提出すること。

## 2. 申請書（様式第1号）

- (1) 申請者住所 法人のときは、履歴事項全部事項証明書に記載してある住所
- (2) 名称・氏名 法人のときは、履歴事項全部事項証明書に記載してある名称と代表者
- (3) 処理業の区分 収集運搬業
- (4) 商号等 個人の場合、屋号があれば屋号も記入

## 3. 添付書類

- (1) 従業員名簿
- (2) 誓約書
- (3) 収集運搬車両等所有機材一覧表
- (4) 収集運搬車両の車検証の写し及び収集運搬車両等所有機材の写真  
(※カラー写真であること)
- (5) 収集運搬作業計画書
- (6) 事業所等の平面配置図
- (7) 洗車場・車庫の整備状況
- (8) 専門技術者履歴書
- (9) 八女西部洗車場使用許可申請書
- (10) 申請者の住民票、法人の場合は、法人の定款及び履歴事項全部証明書および、役員全員の住民票（本籍の記載があるもの）
- (11) 国税、県税、市税の未納がない証明（法人にあつては、代表者を含む。）  
※未納がある場合は、受付できません。
- (12) 財務諸表又は決算書
- (13) その他市長が必要と認める書類

## 4. 書類提出先

筑後市役所 市民生活部 かんきょう課  
筑後市大字山ノ井 898 番地  
電話 0942-53-4120 （直通）

## 5. 許可手数料（後日更新許可書交付時に納入）

一般廃棄物処理業手数料は10,000円ですが、納入は許可書交付時となります。

## 6. その他

- ・ 筑後市暴力団排除条例（第6条）に基づき、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は許可を受けることはできません。